

令和2年(2020年)海外事業活動基本調査

調査票記入の手引

目 次

I.	調査の概要.....	1頁
II.	共通事項.....	3
III.	本社企業調査票	
1.	企業の概要	5
2.	企業の操業状況等	6
3.	雇用の状況	6
4.	損益計算書項目	6
5.	現地法人からの受取収益.....	8
IV.	現地法人調査票	
1.	現地法人の概要	9
2.	出資状況	10
3.	操業状況	10
4.	解散、撤退、出資比率の低下の時期	11
5.	雇用の状況	11
6.	事業活動の状況	12
7.	費用、収益・利益処分、研究開発の状況	14
8.	設備投資の状況	16
V.	別 表	
1.	国分類、地域分類表（付、国別通貨換算表）	17
2.	米国の州分類表	20
3.	中国の省分類表	20
4.	業種分類表	21

問い合わせ先

経済産業省 大臣官房調査統計グループ 企業統計室
海外事業活動基本調査事務局

(電 話) 0120-448-874 (フリーダイヤル)

(U R L)

日本語 <https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kaigaizi/index.html>

英 語 <https://www.meti.go.jp/english/statistics/tyo/kaigaizi/index.html>

I. 調査の概要

1. 調査の目的

この調査は、我が国企業の海外事業活動の実態を把握し、今後の産業政策及び通商政策の推進に資することを目的とし、昭和46年(1971年)から毎年実施しているものです。

2. 調査の法的根拠及び秘密の保護

この調査は、統計法に基づき、経済産業省が実施するものです。

また、この調査により報告された記入内容は、統計法によって秘密が保護されます。したがって統計目的以外の、例えば徴税事務などに使用されることはありません（統計法第41条）。

3. 調査の対象

(1) 本社企業

令和2年(2020年)3月末現在で海外に現地法人を有している、もしくは過去に有していた我が国企業（金融業・保険業、不動産業を除く。以下「本社企業」といいます。）を対象としています。

(2) 現地法人

以下の外国法人がこの調査の対象です。

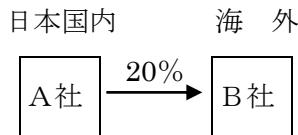
子会社と孫会社を総称して「現地法人」と呼びます。

- ① 日本側出資比率合計が10%以上の外国法人（子会社—ケース1及び2）
- ② 日本側出資比率合計が50%超（50%は含みません。）の子会社が50%超の出資を行っている外国法人（孫会社—ケース3及び4）
- ③ 日本側親会社の出資と日本側出資比率合計が50%超の子会社の出資の合計が50%超の外国法人（孫会社—ケース5）

なお、現地法人は上記の条件を満たしていれば、すべての業種が対象になります。

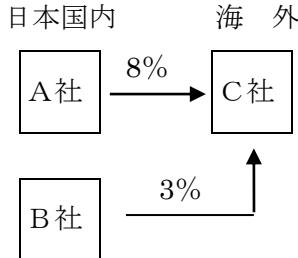
《 子会社対象例 》

ケース1



この場合、A社からB社への出資比率合計が10%以上であるため、B社は調査の対象となります。

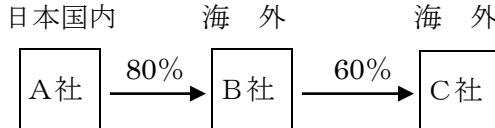
ケース2



この場合、A社とB社からC社への日本側合計出資比率が10%以上となるため、C社は調査の対象となります（この場合A社がご回答ください。）。

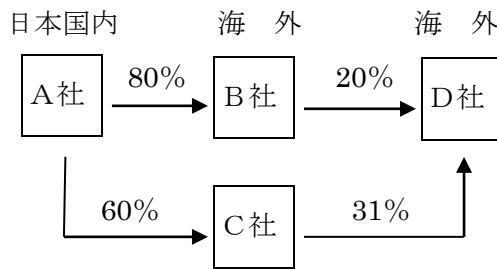
《 孫会社対象例 》

ケース3



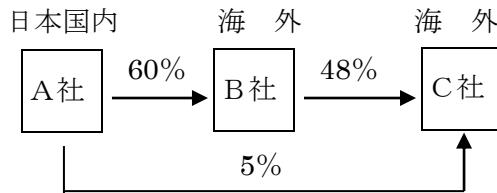
この場合、A社からB社への出資比率が50%を超えており、かつ、B社からC社への出資比率も50%を超えていることから、C社は調査の対象となります。

ケース4



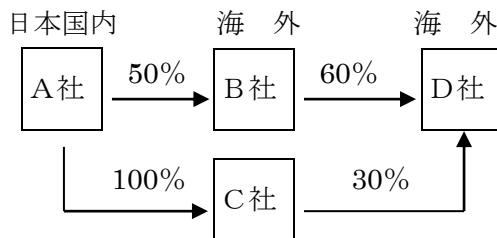
B社、C社からの出資比率は $20+31=51\%$ となり、日本側合計出資比率が50%を超えていることから、D社は調査の対象となります。

ケース5



C社への日本側合計出資比率が $48+5=53\%$ となり、50%を超えていることから、C社は調査の対象となります。

※孫会社で対象とならない例



この場合、A社からB社への出資比率が50%を超えていないため、B社からD社への出資は出資比率計算の対象とはなりません。一方、A社からC社への出資比率は100%ですが、C社からD社への出資比率が50%を超えていないことから、D社は調査の対象となりません。

4. 調査の方法

この調査は、経済産業省が本社企業に調査書類を郵送により配付し、各本社企業等に記入、返送していただく書面調査です。

なお、必要に応じて海外事業活動基本調査事務局から電話等により内容の照会をさせていただく場合があります。

5. 調査票の提出期限

調査票は、令和2年(2020年)12月28日までに到着するように提出してください。

6. 調査結果の公表

この調査は、業種別、地域別等に集計し、大臣官房調査統計グループ企業統計室が分析、公表します。

II. 共通事項

1. 調査時点及び調査年度

この調査の調査時点は、令和2年(2020年)3月31日現在で、年度間実績は令和元年度(2019年度)について記入してください。

(1) 1年決算の場合

令和2年(2020年)3月31日又はそれ以前で最も近い決算日を令和元年度末(2019年度末)としてください。

(2) 半年決算の場合

令和2年(2020年)3月31日又はそれ以前で最も近い決算日を令和元年度末(2019年度末)として、年度間実績については当該期及びその前期を合計(上・下半期の合計)して記入してください。

(3) 決算期の変更等

決算期の変更等により年度間実績を正確に記入できない場合には、適宜、貴社の区分に従って記入していただいて結構です。

なお、その際は備考欄にその旨を明記してください。

2. 数値等の記入

- (1) 本社企業調査票、現地法人調査票とも「**単体**」で記入をお願いします。
- (2) 単位未満は四捨五入してください。
- (3) 各欄の数値は右詰めで、1マスに1字記入してください。
- (4) マイナスの場合は金額の先頭に「△」を付けてください。

例

					△	1	2	3
--	--	--	--	--	---	---	---	---

- (5) 正確な数値の算出が著しく困難な場合には、概算または推計によって記入していただいても結構です。
- (6) 実績がない場合には「-」を記入してください。

3. 金額の円換算

- (1) **金額はすべて円建て表示とし、百万円単位**で単位未満を四捨五入してください。
- (2) 他国通貨の円換算は「別表1. 国分類、地域分類表(付、国別通貨換算表)」に従い行ってください。

数値欄は円換算をした、十万円の位を四捨五入して金額を記入してください。百万円に満たない項目については「0」を記入してください。その際は調査票欄外へ現地通貨額、換算レートを記入してください。

なお、資本金については貴社が出資当時に使ったレートを使用して換算してください。

- (3) 正確な金額の算出が著しく困難な場合には、概算または推計による記入でも結構です。

4. 調査票への記入方法

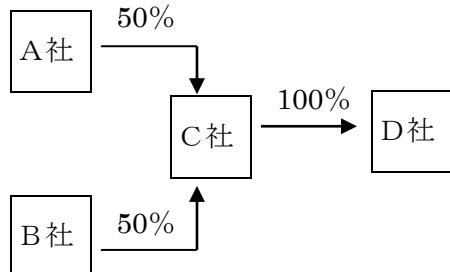
- (1) 「本社企業調査票」については、すべての本社企業が記入してください。
- (2) 「現地法人調査票」
 - ① 令和2年(2020年)3月31日現在本社企業が有する現地法人すべてについて、現地法人**1社につき「現地法人調査票」を1枚ずつ**記入してください。
 - なお、「現地法人調査票」が不足した場合、経済産業省にご連絡いただくか、恐縮ですが不足分をコピーして記入していただきますようお願いします。
 - ② 日本側出資者が複数存在する場合

当該現地法人に対して日本側が共同出資である場合については、日本側出資比率が最大の本社企業（同率出資の場合は幹事企業）が記入してください。

③ 孫会社の場合

当該孫会社に出資している現地法人（子会社）の「現地法人調査票」を記入していただいた本社企業が、孫会社についても記入してください。

(例) 日本国内 海 外 海 外



この場合、C社及びD社の調査票をA社かB社に作成していただきますが、C社の調査票をA社が作成した場合には、D社の分についても併せてA社が作成してください。

④ 調査票の**提出は原則日本語版**でお願いします。

ただし、既に英語版に記入された場合はそれを提出されても差し支えありません。

現地法人調査票及び記入要領は、日本語及び英語版を用意しております。

調査票は下記の経済産業省のホームページにも掲載しておりますので利用してください。

<https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kaigaizi/index.html> (経済産業省HP)

5. CD等電子媒体での提出について

CD等の電子媒体で提出を希望される場合、**データ作成前に必ず連絡してください**。経済産業省にて**所定のフォーマットを別途用意いたします**。所定外のフォーマットでは受付できませんので、ご了承ください。

III. 本社企業調査票

調査票の1 頁目の「記入内容の照会先」、「企業の概要」については、昨年度までに貴社から報告していただいた内容をプレプリントいたしました。プレプリントした内容にその後修正があった場合は、その箇所を _____で消して、修正してください。

また、プレプリントされていない場合には必ず記入してください。

なお、消費税の取扱いについては、原則、税込みで記入してください。

記入内容の照会先欄

記入者の氏名

調査票を記入していただいた担当者のお名前を記入してください。

所属部署名

調査票を記入していただいた担当者の所属する部署名を記入してください。

電話番号

調査票を記入していただいた担当者の所属する部署の電話番号を市外局番から記入してください。

① 企業の概要

101. 企業の名称

商号またはその他営業上用いている正式の名称を記入してください。

また、そのフリガナをカタカナで記入してください。

「株式会社」のフリガナは「カブ」と省略して記入してください。

102. 所在地

本社又は本店の所在地及び郵便番号を記入してください。

登記簿上の本社又は本店の所在地と実際に本社機能を有する所在地が異なる場合は、実際に本社機能を有する場所の所在地及び郵便番号を記入してください。

103. 業種分類

業種分類は、日本標準産業分類に準拠して本調査用の業種分類表を作成しています。記入に当たっては「別表4. 業種分類表」を参照して該当する業種番号、業種名を記入してください。

今回の調査において、業種が不明の場合は、貴社の具体的な業務内容を記入してください。

また、業種が多岐にわたる場合には、利益や売上高の最も大きい業種としてください。

なお、平成25年(2013年)10月の日本標準産業分類改定後の業種分類で調査を行っています。

104. 消費税の取扱

金額を記入していただく項目に関して、消費税が含まれているか、否かを記入してください。

税込みの場合は「1」に、税抜きの場合には「2」に○印を付けてください。

105. 資本金又は出資金

令和2年(2020年)3月末時点の資本金の額、又は出資金の額を記入してください。

106. 法人番号

法人番号を記入してください。法人番号とは、1法人に1つ指定される13桁の番号で、国税庁長官から通知されるものです。

法人番号がわからない場合は、以下のホームページから商号または名称により検索することができます。

<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/> (国税庁 法人番号公表サイト)

2 企業の操業状況等

201. 調査対象現地法人の有無

調査時点（令和2年(2020年)3月末現在）における「日本側出資比率合計が10%以上である海外現地法人」あるいは「日本側出資比率合計が50%超の子会社が50%超の出資を行っている外国法人」の有無について、該当する番号に○印を付けてください。

なお、「**2. 無し**」とされた場合でも、年度途中まで存在した場合、現地法人調査票の**〔3〕操業状況**のうち**「5. 解散、撤退」**又は**「6. 出資比率の低下」**、及び**〔4〕解散、撤退、出資比率の低下の時期**について該当する番号に○印を付けてください。また、現地法人の譲渡先等を備考欄（1頁）に可能な範囲で記入してください。

202. 本社企業の操業状況

調査時点（令和2年(2020年)3月末現在）における貴社の操業状況について、「**1. 操業中**」、「**2. 初決算前**」、「**3. 休眠中**」、「**4. 解散**」のうちから、該当する番号に○印を付けてください。

「**4. 解散**」に該当する場合は、該当することとなった時期について、「**4-1**」又は「**4-2**」に○印を付けてください。

3 雇用の状況

301. 常時従業者数

貴社の常時従業者数を記入してください。

常時従業者数とは、有給役員、常用雇用者（正社員、正職員、パート、アルバイト、嘱託、契約社員等の呼称にかかわらず、期間を定めずに、又は1か月以上の期間を定めて雇用している者。）の合計をいいます。貴社で主として給与を支払っている（主として負担している）出向者及び他企業からの出向者も含みます。有給役員とは、重役、理事などの役員のうち常時勤務して毎月給与支払いを受けている者をいいます。人材派遣業者からの派遣従業者は常時従業者に含めないでください。

4 損益計算書項目

調査項目のうち、「**400. 経済産業省企業活動基本調査の提出**」の有無について該当する番号に○印を付けてください。「2020年経済産業省企業活動基本調査」に、貴社が回答してくださっている場合、「**401. 売上高**」及び「**402. うち輸出高**」の記入の必要はありません。

なお、経済産業省企業活動基本調査における「金融業、保険業*」は、海外事業活動基本調査の本社企業調査においては対象外業種です。

400. 経済産業省企業活動基本調査の提出

2020年経済産業省企業活動基本調査を提出する場合は「**1. 有り**」に、提出しない場合は「**2. 無し**」に○印を付けてください。

401. 売上高

売上高には、自社鉱產品売上高、自社製造品売上高、加工賃収入額（他企業から支給された原材料、半製品、部品を加工した場合の加工賃）、仕入商品売上高、その他事業収入（建設業の完工工事高、農林水産業、飲食店、サービス業の収入額等、代理商、仲立業における売上高は、商品の取扱額ではなく手数料収入額）の合計額を記入してください。

402. うち輸出高

上記の売上高のうち、自社名義で通関手続を行って直接輸出した金額及びサービス等取引についても輸出した場合はその金額の合計を記入してください。

403. うち現地法人向け輸出高

上記の輸出高のうち、現地法人への直接輸出した金額及びサービス等取引についても輸出した場合はその金額の合計を記入してください。

【経済産業省企業活動基本調査について】

下表に掲げる業種に属する事業所を有し、従業者50人以上、かつ、資本金又は出資金3千万円以上の企業を対象として当省が別途調査を行っているものです。

経済産業省企業活動基本調査の調査対象業種一覧表

鉱業、採石業、砂利採取業	
製造業	
電気・ガス・熱供給・水道業	電気業、ガス業
情報通信業	ソフトウェア業
	情報処理・提供サービス業
	インターネット附随サービス業
	映画・ビデオ制作業、テレビジョン番組制作業
	アニメーション制作業
	新聞業、出版業
卸売業、小売業	卸売業、小売業
金融業、保険業*	クレジットカード業、割賦金融業
物品賃貸業	産業用、事務用機械器具賃貸業（含.レンタル）、自動車賃貸業（除.レンタル）、スポーツ・娯楽用品賃貸業（含.レンタル）等
学術研究、専門・技術サービス業	学術・開発研究機関
	デザイン業、機械設計業
	エンジニアリング業
	広告業、写真業
	商品・非破壊検査業、計量証明業
飲食サービス業	飲食店（除.酒場、ビアホール、バー、キャバレー、ナイトクラブ）
	持ち帰り・配達飲食サービス業
生活関連サービス業、娯楽業	洗濯業、その他の洗濯・理容・美容業・浴場業
	冠婚葬祭業（冠婚葬祭互助会を含む）
	その他の生活関連サービス業
	写真現像・焼付業
	映画館、ゴルフ場、スポーツ施設提供業、ボウリング場
	公園、遊園地・テーマパーク
教育、学習支援業	外国語会話教室
	カルチャー教室（総合的なもの）
サービス業（他に分類されないもの）	廃棄物処理業
	機械等修理業
	職業紹介業、労働者派遣業
	ディスプレイ業
	テレマーケティング業
	その他の事業サービス業

5 現地法人からの受取収益

現地法人からの受取収益（配当金、ロイヤリティ、貸付金利息、技術指導料等）を決算ベースで記入してください。

なお、この項目での現地法人は、貴社が最大出資者である必要はありません。

501. 合計

現地法人からの受取収益の総額を決算ベースで記入してください。

502. うち配当金

貴社の出資分に応じた現地法人からの配当金の合計額を決算ベースの金額で記入してください。

503. うちロイヤリティ

現地法人に提供した特許権、著作権などの知的財産権等に対する対価を決算ベースの金額で記入してください。

IV. 現地法人調査票

現地法人調査票1頁目の「**1** 現地法人の概要」、「**2** 出資状況」については、昨年度までに貴社から報告していただいた内容をプレプリントいたしました。プレプリントした内容にその後、修正があった場合はその箇所を _____ で消して修正してください。

また、プレプリントされていない場合には必ずご記入ください。

なお、消費税の取扱いについては、原則、税込みで記入してください。

1 現地法人の概要

101. 現地法人名

現地法人名を英文名（A B C等のアルファベット、すべて大文字）で記入してください。

中華人民共和国の現地法人の場合においても同様にご協力をお願いします。

（例）上海経産電機有限公司 → SHANGHAI KEISAN ELECTRIC CO. LTD.

102. 国・地域分類

現地法人の所在する国、地域を「別表1. 国分類、地域分類表」により、国・地域番号（3桁）、国・地域名を記入してください。

なお、香港は中華人民共和国とは別の国・地域番号となっていますので注意してください。

103. 州・省分類

国分類がアメリカ合衆国、中華人民共和国の場合、それぞれ「別表2. 米国の州分類表」、「別表3. 中国の省分類表」により、州・省番号（2桁）、州・省名を記入してください。

104. 業種分類

業種分類は、日本標準産業分類に準拠して本調査用の業種分類表を作成しています。記入に当たっては、「別表4. 業種分類表」を参照して該当する業種番号、業種名を記入してください。

今回調査において、業種が不明の場合は、貴社の具体的な業務内容を記入してください。また、業種が多岐にわたる場合には、最も利益や売上高の大きい業種としてください。

なお、平成25年(2013年)10月の日本標準産業分類改定後の業種分類で調査を行っています。

105. 設立・資本参加時期

現地法人の進出時期を月まで記入してください。

設立時期と資本参加時期が異なる場合は、資本参加時期を優先させて記入してください。

106. 決算月

本調査にご記入いただく決算内容の決算時期を月2桁で記入してください。

なお、決算時期が複数ある場合は、余白に記入してください。

107. 子会社、孫会社の別

現地法人が、貴社からみて子会社、孫会社のどちらに該当するのか、該当する番号に○印を付けてください。なお、ひ孫会社は対象外です。

子会社とは、貴社を含めた日本側の出資比率が10%以上の海外法人（ただし、貴社が日本側最大の出資比率の場合、また、同率の最大出資者がいる時は貴社が幹事会社の場合）をいいます。

孫会社とは、貴社を含めた日本側の出資比率が50%超（ただし、貴社が日本側最大の出資比率の場合、また、同率の最大出資者がいる時は貴社が幹事会社の場合）の海外法人が、50%超出資している海外法人をいいます。

孫会社の場合の直接の親会社名

当該現地法人が貴社からみて孫会社に当たる場合、貴社からみた子会社（当該現地法人からみて親会社）の名称を、英文名（A B C等のアルファベット、すべて大文字）で記入してください

さい。

中華人民共和国の現地法人の場合においても英文名でお願いします。

(例) 上海経産電機有限公司 → SHANGHAI KEISAN ELECTRIC CO. LTD.

2 出資状況

201. 資本金又は出資金

授権資本の額ではなく、払込済み資本金の額を記入してください。

なお、ここでいう出資金とは、株式会社等での資本金にあたるもので、具体的には組合等を想定しています。日本側出資者が出資分担した額のことではありませんのでご注意ください。

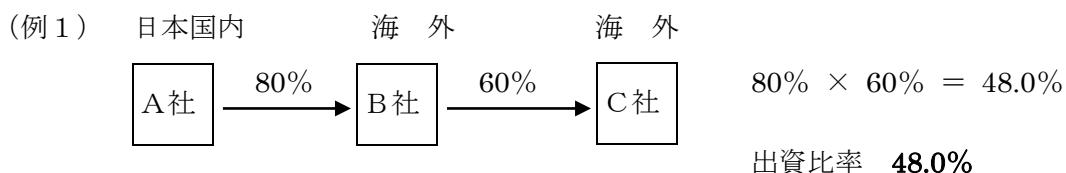
また、円換算する際は、貴社が資本金等へ出資した時のレートを継続的に使用してください。

したがって、実際に増資、減資等が行われなければ資本金は、為替レートの変動という理由では動かないことになります。

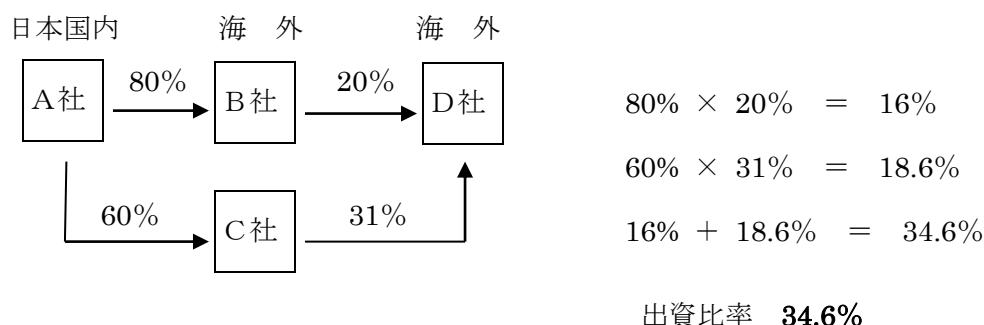
202. 日本側出資比率

現地法人の現在の貴社を含めた日本側の出資比率を小数点第1位（小数点第2位を四捨五入）まで右詰めで記入してください。

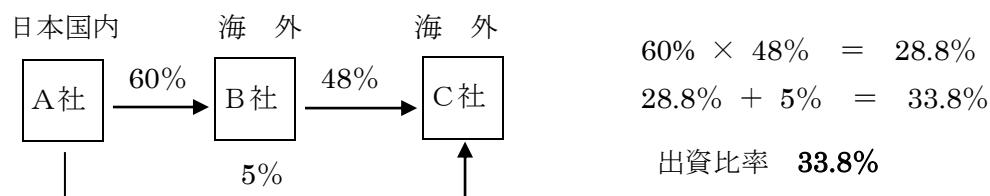
なお、孫会社の場合は、「子会社」への日本側出資比率×「子会社」の「孫会社」への出資比率（間接出資比率）を日本側出資比率としてください。



(例2) 間接出資者が複数ある場合は、各間接出資比率の合計を記入します。



(例3) 間接出資の他に親会社から直接出資がある場合は間接出資比率と直接出資比率の合計を記入します。



3 操業状況

301. 操業状況

調査時点（令和2年(2020年)3月末現在）における現地法人の操業状況について、該当する

番号に○印を付けてください。

1. 操業中

操業中とは、実際に操業を行っている、営業を行っている場合をいいます。

これに該当する場合は、これ以降の項目は「**4 解散、撤退、出資比率の低下の時期**」を除き、すべての項目に記入してください。

2. 初決算前

初決算前とは、設立し操業をはじめたが、まだ最初の決算を迎えていない場合をいいます。

これに該当する場合は、これ以降の項目は記入の可能なものについてのみ記入してください。
概算あるいは推計によるものでも結構です。

3. 未設立・未操業

未設立とは、出資の届出等をした後、未だ設立されていない場合をいい、未操業とは、設立はされたが、未だ操業していない場合をいいます。

これに該当する場合は、これ以降の項目は記入の可能なものについてのみ記入してください。
概算あるいは推計によるものでも結構です。

4. 休眠中

休眠中とは、操業（営業）を行っていない場合をいいます。

これに該当する場合は、これ以降の項目は記入の可能なものについてのみ記入してください。
概算あるいは推計によるものでも結構です。

5. 解散、撤退

解散とは、会社が営業活動をやめ、その法人格の消滅を期す状態に入ることをいいます。

解散には、清算（合併以外の原因によって会社が解散した後に、会社の法律関係を処理する手続などをいいます。）や、いわゆる倒産、破産なども含みます。

撤退とは、当該現地法人の売却、吸収・合併、移転（他国、他地域への転居）、統合（我が国同一本社企業に係る複数の現地法人間で1つになることをいいます。）等により、現地法人が当該所在地から消滅し、結果的に日本側合計出資比率が0%となったことをいいます。

これに該当する場合は、「**4 解散、撤退、出資比率の低下の時期**」のみ記入してください。

6. 出資比率の低下

出資比率の低下とは、当該現地法人の日本側出資比率の合計が10%未満に低下して0%超10%未満となった場合をいいます。

これに該当する場合は、「**4 解散、撤退、出資比率の低下の時期**」のみ記入してください。

4 解散、撤退、出資比率の低下の時期

411. 解散、撤退、出資比率の低下の時期

貴社が解散を行った時期、撤退を行った時期、出資比率低下の時期について、該当する番号に○印を付けてください。

5 雇用の状況（令和2年(2020年)3月末現在）

501. 常時従業者数

令和2年(2020年)3月末現在の有給役員と常用雇用者（日本側派遣者数を含む）の合計人数を記入してください。日本側派遣者は、現地法人が給与を支給しているか否かは問いません。

なお、令和2年(2020年)3月末現在の状況を記入できない場合には、それ以前で最も近い決算期の常時従業者数を記入してください。

502. うち日本側派遣者数

「501. 常時従業者数」のうち日本側派遣者数（現地法人が給与を支給しているか否かは問いません）を記入してください。

6 事業活動の状況

6-1. 売上高

611. 売上高

売上実績は、令和元年度(2019年度)における自社鉱產品売上高、自社製造品売上高、加工賃収入額(他企業から支給された原材料、半製品、部品を加工した場合の加工賃)、仕入商品売上高、その他の事業収入額(建設業の完工工事高、農林水産業、飲食店、サービス業の収入等、代理商、仲立業における売上高は、商品の取扱額ではなく手数料収入額)の合計額を記入してください。

モノの輸出額(日本向け輸出額、第三国向け輸出額)については、自社名義で通関手続きを行い、直接輸出した金額を記入してください。また、モノ以外のサービス等取引についても、輸出した場合には記入してください。契約先と仕向先が異なる場合は、仕向先で記入してください。

※ 611. 売上高 = 612. 日本向け輸出額 + 615. 現地販売額 + 619. 第三国向け輸出額 となります。

612. 日本向け輸出額

令和元年度(2019年度)の売上高のうち、日本向けに輸出した金額を記入してください。

※ 612. 日本向け輸出額 = 613. 親会社向け + 614. その他の企業向け となります。

613. 親会社向け

日本向けに輸出した金額のうち、日本国内の親会社に輸出した金額を記入してください。

現地法人が孫会社の場合、現地法人からみて親会社(海外に所在)の更に親会社にあたる日本国内の企業へ輸出した金額を記入してください。

614. その他の企業向け

日本向けに輸出した金額のうち、613以外の日本国内の企業に輸出した金額を記入してください。

615. 現地販売額

令和元年度(2019年度)の売上高のうち、現地法人の所在する国内での売上高を記入してください。

※ 615. 現地販売額 = 616. 日系企業向け + 617. 地場企業向け + 618. その他の企業向け となります。

616. 日系企業向け

現地法人の所在する国内で販売した金額のうち、日系企業へ販売した金額を記入してください。

617. 地場企業向け

現地法人の所在する国内で販売した金額のうち、地場企業(進出先現地の国籍の企業)へ販売した金額を記入してください。

618. その他の企業向け

現地法人の所在する国内で販売した金額のうち、616、617以外の企業へ販売した金額を記入してください。

619. 第三国向け輸出額

令和元年度(2019年度)の売上高のうち、612. 日本向け輸出額以外の輸出額合計を記入してください。

当該現地法人の所在する国での販売は、619. 第三国向け輸出額ではなく、615. 現地販売額の欄に記入してください。

例：アメリカに所在する現地法人がアメリカ国内で販売した場合は、現地販売額の欄に記入してください。同現地法人がカナダで販売した場合は、第三国向け輸出額及び北米の欄に

記入してください。

※ 619. 第三国向け輸出額 = 620. 北米 + 621. アジア + 622. 欧州 + 623. その他の地域となります。

620～623. 北米～その他の地域

上記の619. 第三国向け輸出額の内訳を、620. 北米、621. アジア、622. ヨーロッパ、623. その他の地域に記入してください。

* * 貴社が中国本土、香港に現地法人を所有している場合は、以下の点にご留意ください。 * *

※貴社が所有している中国本土の現地法人が、中国本土で販売した場合は

「615. 現地販売額」の欄に記入してください。

※貴社が所有している中国本土の現地法人が、香港へ販売した場合は

「619. 第三国向け輸出額（621. アジア）」の欄に記入してください。

※貴社が所有している香港の現地法人が、香港で販売した場合は

「615. 現地販売額」の欄に記入してください。

※貴社が所有している香港の現地法人が、中国本土へ販売した場合は

「619. 第三国向け輸出額（621. アジア）」の欄に記入してください。

6-2. 仕入高

624. 仕入高

仕入実績は、令和元年度(2019年度)における原材料、部品、半製品などの仕入高及び他の企業からの商品仕入高の合計額を記入してください。

モノの輸入額（日本からの輸入額、第三国からの輸入額）については、自社名義で通関手続きを行い、直接輸入した金額を記入してください。また、モノ以外のサービス等取引についても、輸入した場合には記入してください。契約先と実際の輸入先が異なる場合は、実際の輸入先で記入してください。

※ 624. 仕入高 = 625. 日本からの輸入額 + 628. 現地調達額 + 632. 第三国からの輸入額となります。

625. 日本からの輸入額

令和元年度(2019年度)の仕入高のうち、日本から輸入した金額を記入してください。

※ 625. 日本からの輸入額 = 626. 親会社から + 627. その他の企業から となります。

626. 親会社から

日本から輸入した金額のうち、日本国内の親会社から輸入した金額を記入してください。

現地法人が孫会社の場合、現地法人からみて親会社（海外に所在）の更に親会社にあたる日本国内の企業から輸入した金額を記入してください。

627. その他の企業から

日本から輸入した金額のうち、626以外の日本国内の企業から輸入した金額を記入してください。

628. 現地調達額

令和元年度(2019年度)の仕入高のうち、現地法人の所在する国内から仕入れた金額を記入してください。

※ 628. 現地調達額 = 629. 日系企業から + 630. 地場企業から + 631. その他の企業から となります。

629. 日系企業から

現地法人の所在する国内から仕入れた金額のうち、日系企業から仕入れた金額を記入してください。

630. 地場企業から

現地法人の所在する国内から仕入れた金額のうち、地場企業（進出先現地の国籍の企業）から仕入れた金額を記入してください。

631. その他の企業から

現地法人の所在する国内から仕入れた金額のうち、629、630以外の企業から仕入れた金額を記入してください。

632. 第三国からの輸入額

令和元年度(2019年度)の仕入高のうち、日本以外の国から輸入した金額の合計を記入してください。

当該現地法人の所在する国からの調達は、632. 第三国からの輸入額ではなく、628. 現地調達額の欄に記入してください。

例： アメリカに所在する現地法人がアメリカ国内から仕入れた場合は、現地調達額の欄に記入してください。同現地法人がカナダから仕入れた場合は、第三国からの輸入額及び北米の欄に記入してください。

※ 632. 第三国からの輸入額 = 633. 北米 + 634. アジア + 635. 欧州 + 636. その他の地域となります。

633～636. 北米～その他の地域

上記の632. 第三国からの輸入額の内訳を、633. 北米、634. アジア、635. ヨーロッパ、636. その他の地域に記入してください。

*** * 貴社が中国本土、香港に現地法人を所有している場合は、以下の点にご留意ください。 * ***

※貴社が所有している中国本土の現地法人が、中国本土から仕入れた場合は

「628. 現地調達額」の欄に記入してください。

※貴社が所有している中国本土の現地法人が、香港から仕入れた場合は

「632. 第三国からの輸入額（634. アジア）」の欄に記入してください

※貴社が所有している香港の現地法人が、香港から仕入れた場合は

「628. 現地調達額」の欄に記入してください。

※貴社が所有している香港の現地法人が、中国本土から仕入れた場合は

「632. 第三国からの輸入額（634. アジア）」の欄に記入してください

7 費用、収益・利益処分、研究開発の状況

7-1. 費用

711. 売上原価

売上高に対応する製造原価（製造に要した材料費、労務費、諸経費）、商品仕入高など、現地法人全体の原価（建設業においては建設工事原価）を記入してください。

712. 販売費・一般管理費

販売業務、一般管理業務に関する発生する費用（営業や企業全般に及ぶ管理業務に要した給料、旅費、広告宣伝費、情報処理費、通信費、不動産賃借料、動産賃借料等。以下「販管費」という。）の合計額を記入してください。

713. 給与総額

支給された給与額又は支給されるべき給与額（基本給、諸手当、賞与等で定期的、臨時に支払われたもの）の総額を、税込み金額（所得税、地方税、社会保険料（健康保険、厚生年金保険等）及び労働保険料等を差引く前の額）で記入してください。ただし、会社負担の法定福利厚生費（社会保険料（健康保険、厚生年金保険等）、労働保険料）は含めません。

なお、売上原価に含まれる給与と、販管費に含まれる給与の合計額を記入してください。

714. 貸借料

土地、建物などの不動産賃借料と、鉱山機械、製造機械、自動車、ショーケース、事務用機

械等の動産賃借料の合計額を記入してください。ただし、端末機を含むコンピュータの賃貸料は含めません。

なお、売上原価に含まれる賃借料と、販管費に含まれる賃借料の合計額を記入してください。

7-2. 収益・利益処分

721. 経常利益

営業損益と営業外損益の合計額を記入してください。

損失の場合は金額の先頭に「△」を付けてください。

また、次式により算出しても差し支えありません。

$$\text{経常損益} = (\text{売上高} - \text{売上原価} - \text{販管費}) + (\text{営業外収益} - \text{営業外費用})$$

※当該国の会計原則で経常損益の概念がない場合は、税引前損益を記入してください。

722. 法人税等

令和元年度(2019年度)の法人税、住民税等として納付すべき金額を「△」を付けないで記入してください。

723. 当期純利益

経常利益と特別損益の合計額から法人税等を差し引いた金額を記入してください。

損失の場合は金額の先頭に「△」を付けてください。

724. 当期内部留保額

令和元年度(2019年度)に係る利益処分により積立てられた内部留保額をご記入ください。取崩(マイナス)の場合は金額の先頭に「△」を付けてください。

不明の場合は、次式により算出された金額をご記入ください。

$$\text{当期内部留保額} = \text{当期純損益} - \text{配当金}$$

725. 令和元年度(2019年度)末内部留保残高

令和元年度(2019年度)の期末時点における内部留保残高を次式により算出された金額を記入してください。

欠損(マイナス)の場合は金額の先頭に「△」を付けてください。

$$\text{年度末内部留保残高} = \text{自己資本} - \text{資本金} - \text{資本準備金}$$

なお、令和元年度(2019年度)の期末時点において、新株払込金がある場合には、資本金及び資本準備金と同様に、自己資本より控除して算出してください。

7-3. 出資者向け支払

731. 日本側出資者向け支払

現地法人から日本側出資者に対して支払われた配当金、ロイヤリティ、借入金利息、技術指導料等の総額を決算ベースの金額で記入してください。

ただし、日本側出資者に対して支払う仕入額は、含めずに記入してください。

732. うち配当金

現地法人から日本側出資者に対して支払われた金額(731)のうち、日本側出資者の出資分に対する配当金を記入してください。

733. うちロイヤリティ

現地法人から日本側出資者に対して支払われた金額(731)のうち、日本側出資者から提供された特許権、著作権などの知的財産権等の使用料を記入してください。

734. 日本側以外の出資者向け支払

現地法人から日本以外の出資者に対して支払われた配当金、ロイヤリティ、借入金利息、技術指導料等の総額を決算ベースの金額で記入してください。

7-4. 研究開発費

741. 研究開発費

試験研究のための人工費、物件費に、研究関係有形固定資産の減価償却費、共同研究分担金、研究委託費を含めて記入してください。

ここでいう研究開発とは、事物、機能、現象などについて新知識を得るために、または既存の知識の新しい活用の道を開くために行われる創造的な努力及び探求をいいます。

また、製造企業の場合にはいわゆる研究のみならず、製品及び生産・製造工程などに関する開発や技術的改善を図るために行われる活動も研究に含まれます。

研究開発費とは上述の研究開発の為に費やされる費用をさします。

8 設備投資の状況

801. 設備投資額

令和元年度(2019年度)中の有形固定資産（建設仮勘定を含み、土地を除く）の償却前の取得額を記入してください。

別表1. 国分類、地域分類表(付、国別通貨換算表) 北米・中南米・アジア

番号	国・地域名	通貨単位	円換算値
〔北米〕			
101	アメリカ	Dollar	109.01
102	カナダ	Dollar	81.96
〔中南米〕			
201	メキシコ	Peso	5.66
202	パナマ	Balboa	109.01
203	エルサルバドル	Dollar	109.01
204	ブラジル	Real	27.67
205	アルゼンチン	Peso	2.26
206	パラグアイ	Guarani	0.017
207	チリ	Peso	0.16
208	ペルー	Nuevo Sol	32.64
210	ベネズエラ		-
211	ボリビア	Boliviano	15.78
212	バハマ	Dollar	109.01
213	コロンビア	Peso	0.033
214	グアテマラ	Quetzal	14.16
215	エクアドル	Dollar	109.01
217	ニカラグア	Cordoba	3.29
218	コスタリカ	Colon	0.19
219	トリニダード・トバゴ	Dollar	16.15
220	パミーダ	Dollar	109.01
221	エルトリコ	Dollar	109.01
223	ホンジュラス	Lempira	4.45
225	ジャマイカ	Dollar	0.82
227	ケイマン諸島	Dollar	130.81
228	バージン諸島	Dollar	109.01
229	ウルグアイ	Peso	3.09
299	その他の中南米		-
その他の地域	・ドミニカ国	・仏領西インド諸島	
	・キューバ	・スリナム	
	・セントルシア	・ガイアナ	
	・セントクリストファー・ネーヴィス	・ドミニカ共和国	
	・アンティグア・バーブーダ		
	・ハイチ		
	・ベリーズ		
	など		
〔アジア〕			
302	インド	Rupee	1.55
303	パキスタン	Rupee	0.73
304	バングラデシュ	Taka	1.29
305	スリランカ	Rupee	0.61
306	ミャンマー	Kyat	0.072
307	マレーシア	Ringgit	26.33
308	シンガポール	Dollar	80.15
309	タイ	Baht	3.51
310	インドネシア	Rupiah	0.0077
311	フィリピン	Peso	2.10
312	カンボジア	Riel	0.027
313	ラオス	Kip	0.013
314	香港	Dollar	13.90
315	台湾	Dollar	3.66
316	ベトナム	Dong	0.0047
317	大韓民国	Won	0.094
318	ネパール	Rupee	0.97
319	ブルネイ	Dollar	80.15
320	中華人民共和国	Yuan	15.78
321	マカオ	Pataca	13.51
322	モンゴル	Tugrik	0.041
399	その他のアジア		-
その他の地域	・東ティモール ・ブータン ・モルディブ など		

注1. 通貨換算表に記載がない国については、

貴社の社内レートを使用してください。

注2. 現地通貨から日本円への換算は、原則としてIMF公表の

「IFS」における2019年期中平均レートによりました。

別表1. 国分類、地域分類表(付、国別通貨換算表) 中東・欧州

番号	国・地域名	通貨単位	円換算値
〔中 東〕			
401	イラン	Rial	0.0026
402	イスラエル	New Sheqel	30.62
403	クウェート	Dinar	363.37
404	レバノン	Pound	0.072
405	サウジアラビア	Riyal	29.07
406	アラブ首長国連邦	Dirham	29.70
408	バーレーン	Dinar	286.87
409	カタール	Riyal	29.95
411	イラク	New Dinar	0.092
412	オマーン	Rial	286.87
413	ヨルダン	Jordan Dinar	153.54
499	その他の中東		-
その他の地域	・アフガニスタン ・シリア など		

番号	国・地域名	通貨単位	円換算値
〔欧 州〕			
501	イギリス	Pound	139.76
502	フランス	Euro	122.48
503	ドイツ	Euro	122.48
504	ベルギー	Euro	122.48
505	アイルランド	Euro	122.48
506	スイス	Franc	110.11
507	ポルトガル	Euro	122.48
508	オランダ	Euro	122.48
509	イタリア	Euro	122.48
510	ルクセンブルク	Euro	122.48
511	スペイン	Euro	122.48
512	ギリシャ	Euro	122.48
514	オーストリア	Euro	122.48
515	ノルウェー	Krone	12.39
516	デンマーク	Krone	16.34
518	スウェーデン	Krona	11.52
519	トルコ	Lira	19.23
520	ルーマニア	Leu	25.71
521	フィンランド	Euro	122.48
522	モナコ	Euro	122.48
523	キプロス	Euro	122.48
524	ポーランド	Zloty	28.39
525	ロシア	Ruble	1.68
526	ハンガリー	Forint	0.38
527	チェコ	Koruna	4.75
528	スロバキア	Euro	122.48
530	スロベニア	Euro	122.48
531	エストニア	Euro	122.48
532	ラトビア	Euro	122.48
533	リトアニア	Euro	122.48
534	ブルガリア	Lev	62.29
535	クロアチア	Kuna	16.47
536	ウクライナ	Hryvnya	4.22
537	カザフスタン	Tenge	0.28
538	ウズベキスタン	Sum	0.012
539	モンテネグロ	Euro	122.48
540	セルビア	Serbia Dinar	1.04
541	アゼルバイジャン	Azerbaijani manat	64.12
542	キルギス	Kyrgyz Som	1.56
599	その他の欧州		-
その他の地域	・アルバニア ・アルメニア ・アンドラ ・ジョージア ・サンマリノ ・マルタ ・アイスランド		・タジキスタン ・トルクmenistan ・バチカン ・ベラルーシ ・ボスニア・ヘルツェゴビナ ・リヒテンシュタイン など

注1. 通貨換算表に記載がない国については、

貴社の社内レートを使用してください。

注2. 現地通貨から日本円への換算は、原則としてIMF公表の

「IFS」における2019年期中平均レートによりました。

別表1. 国分類、地域分類表(付、国別通貨換算表) オセアニア・アフリカ

番号	国・地域名	通貨単位	円換算値
〔オセアニア〕			
601	オーストラリア	Dollar	75.70
602	ニュージーランド	Dollar	71.72
603	フィジー	Dollar	50.47
604	パプアニューギニア	Kina	32.25
605	サモア	Tala	41.14
606	パラオ	Dollar	109.01
607	北マリアナ諸島(グアム)	Dollar	109.01
609	ソロモン諸島	Dollar	13.34
610	ニューカレドニア		-
611	ミクロネシア	Dollar	109.01
612	キリバス	Dollar	75.70
699	その他のオセアニア		-
その他の地域	・ツバル ・トンガ ・ナウル ・バヌアツ など		

番号	国・地域名	通貨単位	円換算値
〔アフリカ〕			
701	エジプト	Pound	6.50
702	モロッコ	Dirham	11.33
703	ジンバブエ		-
704	リベリア	Dollar	0.58
705	タンザニア	Shilling	0.048
707	ナイジェリア	Naira	0.36
708	コートジボワール	CFAF	0.19
709	マダガスカル	Ariary	0.030
710	ケニア	Shilling	1.07
711	エチオピア	Birr	3.75
712	ザンビア	Kwacha	8.46
713	ウガンダ	Shilling	0.029
714	ガーナ	Cedi	20.88
717	コンゴ民主共和国	Franc	0.066
718	モーリシャス	Rupee	3.07
719	カナリア諸島	Euro	122.48
725	セネガル	CFAF	0.19
726	エスワティニ	Lilangeni	7.54
727	リビア	Dinar	77.86
729	ニジェール	CFAF	0.19
730	チュニジア	Dinar	37.20
731	南アフリカ	Rand	7.54
732	アルジェリア	Dinar	0.91
733	アンゴラ	Kwanza	0.30
734	モザンビーク	Metical	1.74
735	ボツワナ	Pula	10.13
736	ナミビア	Dollar	7.54
737	マラウイ	Kwacha	0.15
738	ブルキナファソ	Franc CFA	0.19
799	その他のアフリカ		-
その他の地域	・サントメ・プリンシペ	・トーゴ	
	・ジブチ	・ベナン	
	・セーシェル	・マリ	
	・ソマリア	・南スーダン	
	・チャド	・シエラレオネ	
	・中央アフリカ	・ガンビア	
	・スーダン	・モーリタニア	
	・コンゴ共和国	・ギニア	
	・ルワンダ	・カメルーン	
	・ガボン		など

注1. 通貨換算表に記載がない国については、

貴社の社内レートを使用してください。

注2. 現地通貨から日本円への換算は、原則としてIMF公表の

「IFS」における2019年期中平均レートによりました。

別表2. 米国の州分類表

州名	州番号	州名	州番号	州名	州番号
Alabama	30	Louisiana	22	Ohio	31
Alaska	49	Maine	40	Oklahoma	16
Arizona	07	Maryland	48	Oregon	02
Arkansas	21	Massachusetts	43	Pennsylvania	36
California	04	Michigan	26	Rhode Island	44
Colorado	10	Minnesota	18	South Carolina	39
Connecticut	45	Mississippi	25	South Dakota	13
Delaware	47	Missouri	20	Tennessee	29
Florida	34	Montana	08	Texas	17
Georgia	33	Nebraska	14	Utah	06
Hawaii	50	Nevada	03	Vermont	42
Idaho	05	New Hampshire	41	Virginia	37
Illinois	24	New Jersey	46	Washington	01
Indiana	27	New Mexico	11	Washington,D.C.	51
Iowa	19	New York	35	West Virginia	32
Kansas	15	North Carolina	38	Wisconsin	23
Kentucky	28	North Dakota	12	Wyoming	09

別表3. 中国の省分類表

省番号	省名	省番号	省名
01	シンチャンウイグル自治区	17	江蘇省
02	チベット自治区	18	山東省
03	甘肅省	19	河南省
04	青海省	20	山西省
05	四川省	21	内蒙古自治区
06	雲南省	22	寧夏回族自治区
07	貴州省	23	陝西省
08	湖南省	24	黒竜江省
09	広西壮族自治区	25	吉林省
10	湖北省	26	遼寧省
11	広東省	27	天津市
12	海南省	28	北京市
13	江西省	29	上海市
14	浙江省	30	河北省
15	安徽省	31	重慶市
16	福建省		

別表4. 業種分類表

注. 「純粹持株会社」は、「2901 サービス業」に業種格付けしてください。

「研究所」は、親会社と同一の業種格付けとしてください。

番号	業種名	内容例示
	農業、林業、漁業	
0101	農業	耕種農業、畜産農業、農業・園芸サービス業等
0102	林業	育林業、素材生産業、製薪炭業、林業サービス業等
0103	漁業・水産養殖業	海面漁業、内水面漁業、海面養殖業、内水面養殖業
	鉱業、採石業、砂利採取業	
0201	鉱業、採石業、砂利採取業	金属鉱業（金、銀、鉛、亜鉛、鉄、タンクステン等）、石炭・亜炭鉱業（炭鉱等）、原油・天然ガス鉱業、採石業、砂・砂利・玉石採取業等
	建設業	
0301	建設業	総合工事業（一般土木建築工事業、舗装工事業、木造建築工事業等）、職別工事業（塗装工事業、床・内装工事業等）、設備工事業（電気工事業、電気通信・信号装置工事業等）
	食料品、飲料・たばこ・飼料製造業	
0401	食料品製造業	畜産食料品、水産食料品、精穀・製粉、調味料等
0402	飲料製造業	清涼飲料、酒類等
0403	たばこ製造業	
0404	飼料・有機質肥料製造業	配合飼料、有機質肥料等
	繊維工業	
0501	製糸業、紡績業、化学繊維・ねん糸等 製造業	製糸、化学繊維、炭素繊維、綿紡績、化学繊維紡績、毛紡績、 ねん糸等
0502	織物業、ニット生地製造業	綿・スフ織物、絹・人絹織物、毛織物、細幅織物、丸編ニット生地等
0503	染色整理業、綱・網・レース・繊維粗 製品製造業	染色・整理、綱、網、レース、フェルト・不織布、繊維粗製品等
0504	衣服・その他の繊維製品製造業	織物製外衣、ニット製外衣、下着、和装製品、寝具、じゅうたん等
	木材・木製品、パルプ・紙・紙加工品 製造業	
0601	木材・木製品製造業	一般製材、ベニヤ板、合板、パーティクルボード等
0602	パルプ・紙製造業	パルプ、洋紙、板紙、和紙
0603	紙加工品製造業	段ボール、壁紙、事務用・学用紙、紙製容器等
	化学工業	
0701	化学肥料製造業	窒素質・りん酸質肥料、複合肥料等
0702	無機化学工業製品製造業	ソーダ、無機顔料、圧縮ガス・液化ガス、リン酸、塩等
0703	有機化学工業製品製造業	エチレン等石油化学系基礎製品、脂肪族系中間物、エチルアルコール、フェノール樹脂等プラスチック、合成ゴム等
0704	油脂加工製品・石けん・合成洗剤・ 界面活性剤・塗料製造業	脂肪酸、グリセリン、石けん、合成洗剤、界面活性剤、塗料、印刷インキ、ろうそく等
0705	医薬品製造業	医薬品、ワクチン、生薬・漢方製剤等
0706	化粧品・歯磨、その他の化粧用調整品 製造業	化粧品、シャンプー、歯磨等
0707	その他の化学工業	火薬類、農薬、ゼラチン、接着剤、写真感光材料等

番号	業種名	内容例示
	石油製品・石炭製品製造業	
0801	石油精製業	ガソリン、ナフサ、灯油、軽油、重油等
0802	その他の石油製品・石炭製品製造業	潤滑油、グリース、コークス、練炭、豆炭、舗装材料等
	窯業・土石製品製造業	
0901	ガラス・同製品製造業	板ガラス、ガラス容器、理化学用・医療用ガラス器具等
0902	セメント・同製品製造業	セメント、生コンクリート、コンクリート製品等
0903	その他の窯業・土石製品製造業	陶磁器・同関連製品、建設用粘土製品、耐火物、炭素・黒鉛製品、研磨材等
	鉄鋼業	
1001	銑鉄・粗鋼・鋼材製造業	銑鉄、粗鋼、鋼材、鋼管等
1002	鋳鍛造品・その他の鉄鋼製品製造業	銑鉄鋳物、鋳鋼等鉄素形材、銑鋼シャースリット等
	非鉄金属製造業	
1101	非鉄金属製錬・精製業	銅、鉛、亜鉛、貴金属、ニッケル、アルミニウム等
1102	その他の非鉄金属製品製造業	伸銅品等非鉄金属・同合金圧延製品、電線、ケーブル、非鉄金属鋳物、非鉄金属鍛造品
	金属製品製造業	
1201	建設用・建築用金属製品製造業	鉄骨、鉄塔、橋りょう等建設用金属製品、金属製サッシ・ドア、鉄骨系プレハブ住宅、建築用金属製品等
1202	その他の金属製品製造業	ブリキ缶、めつき板、洋食器、刃物、金物、暖房装置、金属素形材、金属線製品、ボルト、ナット、リベット等
	はん用機械器具製造業	
1301	一般産業用機械・装置製造業	エレベータ、エスカレータ、コンベヤ、工業窯炉、冷凍機、湿潤調整装置等
1302	その他のはん用機械器具製造業	ボイラ、原動機、ポンプ、圧縮機、消火器、軸受等
	生産用機械器具製造業	
1401	農業用機械、建設機械・鉱山機械、纖維機械製造業	農業用機械、建設機械、鉱山機械、化学繊維機械、紡績機械、製織機械、編組機械、染色整理仕上機械、縫製機械等
1402	生活関連産業用機械・基礎素材産業用機械製造業	食品機械、木材加工機械、パルプ装置・製紙機械、印刷・製本・紙工機械、包装・荷造機械、鋳造装置、化学機械、プラスチック加工機械等
1403	金属加工機械製造業	旋盤、ボール盤等金属工作機械、圧延機械、ベンディングマシン等 金属加工機械等
1404	半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業	ウェーハプロセス装置、半導体製造装置、フラットパネルディスプレイ製造装置
1405	その他の生産用機械器具製造業	金型、真空装置、ロボット等
	業務用機械器具製造業	
1501	事務用・サービス用・娯楽用機械器具製造業	複写機等事務用機械器具、営業用洗濯機、自動車洗浄機、遊園施設機械、自動販売機、両替機、自動ドア等
1502	光学機械器具・レンズ製造業	カメラ、顕微鏡、望遠鏡、映画用機械、光学機械用レンズ、プリズム等
1503	その他の業務用機械器具製造業	計量器、測定器、分析機器、試験機、測定機械器具、理化学機械器具、医療用機械器具、武器等

番号	業種名	内容例示
	電気機械器具製造業	
1601	産業用電気機械器具製造業	発電機、電動機、その他の回転電気機械、変圧器類、電力開閉装置、配電盤、分電盤、電気溶接機、電気炉等
1602	民生用電気機械器具製造業	電子レンジ、冷蔵庫、電気がま、扇風機、電気温水器、エアコン、洗濯機、掃除機、アイロン、電気ストーブ等
1603	電子応用装置製造業	X線装置、医療用電子応用装置、電子顕微鏡等その他の電子応用装置
1604	その他の電気機械器具製造業	電球、蛍光灯等電球・電気照明器具、蓄電池、乾電池、電気計測器、工業計器、化学分析機器、永久磁石等
	情報通信機械器具、電子部品・デバイス・電子回路製造業	
1701	通信機械器具・同関連機械器具、映像・音響機械器具製造業	電話機、ファクシミリ等有線通信機械器具、ラジオ・テレビ放送装置、携帯電話等無線通信機械器具、ラジオ・テレビ受信機、ビデオ機器、デジタルカメラ、ステレオ、カラオケ等電気音響機器等
1702	電子計算機・同附属装置製造業	電子計算機、パーソナルコンピュータ、磁気ディスク装置、光ディスク装置等外部記憶装置等
1703	電子部品・デバイス・電子回路製造業	プラウン管等電子管、ダイオード、トランジスタ、集積回路、液晶パネル・フラットパネル、抵抗器、コンデンサ、変成器、磁気ヘッド、半導体メモリメディア、光ディスク、電子回路基盤、ユニット部品等
	輸送機械器具製造業	
1801	自動車、自動車車体・附隨車製造業	乗用車、バス、トラック、二輪自動車、トレーラ
1802	自動車部分品・附属品製造業	自動車エンジン、ブレーキ、クラッチ車軸、ラジエータ、デファレンシャルギア等
1803	その他の輸送用機械器具製造業	鉄道車輌・同部品、船舶、船用機関、航空機・同附属品、産業用車輌・同部分品附属品、自転車・同部分品等
	その他の製造業	
1901	家具・装備品製造業	家具、宗教用具、建具等
1902	印刷・同関連業	印刷業、製版業、製本業、印刷物加工業、印刷関連サービス業
1903	プラスチック製品製造業	プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品・フィルム・シート・床材、合成皮革、工業用プラスチック製品、発泡・強化プラスチック製品、プラスチック成型材料等
1904	ゴム製品製造業	タイヤ、チューブ、ゴム製・プラスチック製履物、ゴムベルト、ゴムホース、工業用ゴム製品等
1905	なめし革・同製品・毛皮製造業	なめし革、工業用革製品、革製履物、革製手袋、かばん、袋物、毛皮等
1906	その他の製造業	貴金属・宝石製品、装身具、装飾品、ボタン、時計、楽器、がん具、眼鏡、運動用具、ペン・鉛筆等事務用品、漆器、畳等生活雑貨製品等
	電気・ガス・熱供給・水道業	
2001	電気業、ガス業、熱供給業、水道業	発電所、変電所、ガス製造工場、ガス供給所、熱供給業、上水道業、工業用水道業、下水道業
	情報通信業	
2101	通信業	固定電気通信業、移動電気通信業等
2102	放送業	公共放送業、民間放送業、有線放送業

番号	業種名	内容例示
2103	情報サービス業	ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業
2104	インターネット附随サービス業	ポータルサイト・サーバ運営業、アプリケーション・サービス・プロバイダ、ウェブ・コンテンツ提供業、電子認証業、情報ネットワーク・セキュリティ・サービス業等
2105	映像・音声・文字情報制作業	映像情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業、出版業、広告制作業等
	運輸業	
2201	鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、航空運輸業、郵便業	鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、航空運輸業、郵便業
2202	倉庫業・運輸に附帯するサービス業	倉庫業、港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店、こん包業、運輸施設提供業等
	卸売業、小売業	
2301	卸売業	各種商品卸売業、機械器具卸売業等
2302	小売業	各種商品小売業、飲食料品小売業、機械器具小売業等
	金融業、保険業	
2401	金融業、保険業	銀行業、協同組織金融業、貸金業、クレジットカード業、金融商品取引業、商品先物取引業、保険業等
	不動産業	
2501	不動産業	不動産取引業、不動産賃貸・管理業
	物品賃貸業	
2601	物品賃貸業	各種物品賃貸業、産業用機械器具賃貸業、自動車賃貸業等
	宿泊業、飲食サービス業	
2701	宿泊業	旅館、ホテル等
2702	飲食店	食堂、レストラン、専門料理店、酒場・ビヤホール、喫茶店等
2703	持ち帰り・配達飲食サービス業	持ち帰り飲食サービス業、配達飲食サービス業
	教育、学習支援、医療、福祉、複合サービス業	
2801	教育、学習支援	幼稚園、学校、学習塾、技能教授所等
2802	医療、福祉	病院、保健所、保育所、介護老人保健施設、障害者支援施設等
2803	複合サービス業	郵便局、協同組合
	サービス業	
2901	経営コンサルタント業、純粋持株会社	経営コンサルタント業、純粋持株会社
2902	広告業	総合広告業、広告代理業、新聞広告代理業、インターネット広告業等
2903	学術研究、専門・技術サービス業 (経営コンサルタント業、純粋持株会社、広告業は除く。)	学術・開発研究機関、法律事務所、特許事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、デザイン業、著述家業、興信所、翻訳業、獣医業、建築設計業、機械設計業、写真業等
2904	生活関連サービス業、娯楽業	洗濯・理容・美容・浴場業、旅行業、物品預り業、冠婚葬祭業、映画館、劇場、スポーツ施設提供業、公園、遊園地、遊戯場等
2905	その他のサービス業	廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業紹介・労働者派遣業、速記業、複写業、警備業、政治・経済・文化団体、宗教等